

泡消火剤(PFOS含有)処理(収集運搬及び処分)業務委託

番号	質問内容	回答
1	<p>受託業務の一部において、収集運搬又は処分を落札者が他の業者に委託する場合、廃棄物処理法の関係で、市とその委託業者と契約することになるが、かまわないか。</p>	<p>廃棄物処理法に基づき排出事業者としての責任を明確にするため、市と当該委託した業者との業務委託契約締結をすることは構いません。</p> <p>ただし、この場合でも、市は、委託料としての収集運搬費及び処分費は、共に落札者に支払う予定ですので、ご了承ください。</p> <p>※一部業務委託する場合には、排出事業者としての責任上、事前に当該委託先を確認したいと思います。(確認方法については、入札参加申込者に対して、別途通知します。)</p>
2		
3		